~もう一度選挙に行きたい!を実現しよう~

通信 11号 2013. 2.6



http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenkyoken0201/

通信 11号 主なメニュー: <東京訴訟、第八回裁判=結審となりました>

>判決は3月14日



平成 25 年 1 月 24 日 (木) ~~~

13 時 45 分~

●原告・被告ともに 最終準備書面提出。

一般傍聴席 100 席。傍聴券に並んだのは85名。 傍聴時は満席になりました。**次回は判決**です。

次回期日は3/14(木) 13時30分

●法廷の様子:原告後見人の最終の意見陳述(<u>次頁に掲載</u>)と、匠さんの発言「選挙に、お父さんお 母さんと行きたいです」と、裁判長からの判決日の宣言だけで、10分で終了でした。



裁判後の報告会より

14 時半~15 時半 第一天徳ビル4 階大会議室



★弁護団より ★

- ・事前に裁判官から「原告匠さんに発言して欲しい、できれば応答したい」との要請がありました。こちらとしては「今までも社会の中で嫌な思いを受けてきた人が、こんな緊張する場面で、思うようなやり取りが出来るわけない、それをしたために、本来ある豊かな才能が表出できず、能力のない人に思われてしまうと、それは事実を曲げてしまうことです」と訴え、ひと言の発言になりました。朝お会いして「今日は何を言ってくれるの?」と聞いたら「それは後のお楽しみね」とユーモアたっぷりに返されました。立派に発言してくださって感謝です。
- ・ここに集約するのか?という内容の国の最終書面。選挙権を制限することは憲法違反だという本質を争うところから逃げて、「選挙権制限の有無は国会の立法裁量だからこの裁判は却下すべき(裁判すること自体できないことだ)」との主張にはがっかりした。ホワイトデーの判決、裁判長に期待したい。
- ・ 裁判官が本人に語らせたいということはわかるが、そのこと自体、考えさせられた。人には得手不得手があり、 例えば弁護士の私はこうやって難解なこともペラペラしゃべれるけれど、それだけが意思表示の全てではない。 匠さんが「後のお楽しみね」といったことは意思そのもの。選挙でもその人なりの意思を表すことが出来るよう にする、それを判決に期待する。

★原告より★

- ・清吉さん: 私と娘に発言の機会をいただけて感謝します。(不穏当な感情的な部分はカットされ。(笑))
- ・匠さん: (裁判長はどんな感じ?)「ちょっと優しいね」(皆さんにひと言)「どうもありがとうございました」
- ・お母様: 2年弱、何回も、暑い中、寒い中にもかかわらず、本当に有難うございました。

★会場より★

- ・名兒耶さんの陳述に感動!特に「国のはっきりしない主張に憤り、こんなことで、娘の選挙権は奪われたのか!と悔しい思いだ」には、このようなことは他にもあるなあと気づかされた思いです。
- ・禁治産から成年後見制度に改革された時の、明らかな立法ミス。国がこれ以上、基本的人権を踏みにじることのない判決を確信しています。
- *毎回学生さんの傍聴があります。障害者のことを知り、基本的人権について考えるいい機会になっています。

原告の後見人による 最終意見陳述要旨



第1 原告の後見人の思い

(原告匠さんの成年後見人 名兒耶清吉)

この「成年被後見人の選挙権剥奪」の裁判も、いよいよ結審を迎えることとなりました。

平成23(2011)年5月11日第1回の裁判期日、場所も同じこの103号法廷でした。冒頭に定塚裁判長から、「本件は選挙権という大きな制度に関する事件であって、裁判所も真剣に取り組みたい。短期間で集中的に審理を行うつもりであるから、そのために双方ともに十分な主張と資料等の提出を行ってもらいたい。」との言葉がありました。

これまで「水戸アカス紙器事件」や「友部病院事件」など障害者が被害に遭った事件の裁判支援をしてきた私は、この裁判長の積極的な発言に驚きました。この裁判に対する裁判長の並々ならぬ決意と熱意を感じ緊張感が走りました。その後もこの裁判が、まっすぐな裁判長の訴訟指揮で貫かれたことに感謝しています。

参政権という国民としての重大な権利が、成年後見人がついたという理不尽な理由で剥奪されたことを、私としては清水の舞台から飛び降りる覚悟で争った裁判でした。

国からは確固たる信念に基づいた反論があるものと覚悟をしていました。しかしながら8回に亘る口頭弁論を通じ、あまりに消極的な態度に終始した国の態度には憤りを感じました。それほどの考えもなく、娘の選挙権は奪われたのか、という悔しさです。

第1回(ロ頭弁論)期日の際の陳述で申し述べたとおり、私は知的障害のある娘に対し、国の制度とはいえ、就学の際、就労の際の二度、娘の人権を侵害する共犯者としての片棒を担いでしまいました。この成年後見で選挙権を奪ったのは三度目の人権侵害でした。

「この子らを世の光に」というのは、知的障害者の権利擁護の草分けである糸賀一雄氏の言葉です。そんな娘は、やはり私を責めはしませんでした。

これほどの人権侵害を黙って許す娘をこれ以上踏みにじるわけにはいきません。今度ばかりは引き下がることは出来ない、また引き下がってはいけない。このような不退転の決意でこの裁判に臨んでいます。

しかし、幸いなことに、提訴したことを契機として、さいたま、京都、札幌と相次いで同様の裁判が行われることになりました。また、孤立無援だと思っていたのに、「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」の「後見人を付けた障害のある人も、選挙に行きたい。成年被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の既定削除を」との呼びかけに応じて、411, 172通もの署名が集まったことで、無駄ではなかったと、改めて絆の深さに感じ入った次第です。

申すにも及ばないことですが、この裁判は、世界中が注目しています。

第2 原告匠の様子

原告匠の様子ですが、匠は、提訴後もそれまでと変わりない生活を送っています。平日は、7時半に起床し、朝食をとり、8時45分に仕事に行きます。仕事はラベル貼りやビニール袋の溶着の仕事をしています。仕事から帰ってからは、グループホームや施設で手芸をしたり、スポーツジムに利用者全員で出かけて運動をしたりしています。家では、家族団らんの時にはTVを一緒に見ます。ニュースを見ることが多いです。

このような生活は、匠が成年被後見人となる前後で全く変わっていません。裁判をきっかけに原告の素顔 を紹介しようと見知ったインタビュアーが質問したときには、笑顔で

「(好きな食べ物は?)~お豆です」

「(今の総理大臣知ってますか?)~ドジョウの野田ですフフフ」

「(選挙楽しかったですか?)~そうですね。楽しかったです。」

「(選挙もう一度行きたいですか?)~はい。お父さんとお母さんとまた選挙に行きたいです」

と語り、手芸のビーズのメガネチェーンや編み物などの作品を披露しました。

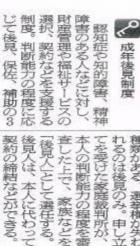
12月の総選挙時には、私たち夫婦が投票に行く様子を、何も言わずに見送っていました。何の恨み言も言わず、この裁判に来ることにも文句も言わず、でも年老いた私たち両親ともう一度選挙に行くことを心のどこかで考えていてくれる娘です。

社会の中で、様々な影響を受け、私たちは一票を投じます。被後見人の投ずる一票とそれ以外の人の投ずる一票に違いがあるのでしょうか。

第3 この裁判への願い

娘と私と連れ合いとで選挙に行き、この命のあるうちに娘をもう一度主権者にすることが、私の願いです。

............



契約の締結などができる。

査した上で、家族などを 後見人は、本人に代わって 11年までに約2万人。 の申し立てをした人は20 最高裁によると、後見開始 「後見人」として選任する。 本人の判断能力の程度を審

匠さんが原告とな

答弁したが、改正の動きは

った。匠さんの選挙権がな

結審

ら選挙権を与えない――。そろ定めた公職選挙法は選挙権を保障した憲法に違反す るとして、ダウン症の女性が国を訴えている。24日午後にも東京地裁で結響し、近 √判決を迎える。「選挙、いきたい」。女性の切実な願いに司法はどろ応えるのか。 成年後見制度=配=」で後見人を付けた知的障害者らには、 判断能力がないか くなったのだ。

県牛久市の名児耶匠さん 尋ねられると、「自民党、公明 央)と両親。知っている政党を 趣味の細み物をする匠さん(中 かった。残念がる匠さん に、父・清吉さん(8)は言 (60)に投票の案内は届かな みんなの党……」と次々と

名前を挙げた一茨城県牛久市 た。買い物には1人で行く になっちゃったから。選挙 方選も、選挙公報をじっく かさず見る。国政選挙も地 し、テレビのニュースは欠 し、雑貨のラベル貼りなど 行けなくてごめんな」 の仕事を30年以上続けてき 匠さんは養護学校を卒業

った。「お父さん、後見人」悪してきた。 り読み、親子の人で必ず投 引き継げるようにした。 ずれ匠さんの妹や弁護士に 匠さんに「徳人」を付け た。当面は両親が務め、い した両親は、2007年に しとられないか。そう心配 なくなったら、財産をだま 分たちが年老いて世話でき 匠さんは計算が苦手。自 しかし、思わぬ弊害があ 権利などを一律に奪う「禁 るというわけだ。 った。呼称が差別的だなど 障害者らが財産を処分する 治産」と呼ばれる制度があ

投票に利用される恐れがあ 財産を自分で管理できない 必要だ」と主張してきた。 人は、他人に操られて不正 るには、ふさわしい能力が 業権を失うのか。 なぜ後見人を付けると選 裁判で国は、「選挙をす として2000年に廃止さ たにできた。この際、 成年後見の仕組みが新

ない 情を、清吉さんは忘れられ だと思っていたのに…… 動る両親に「いいよ」と最 しそうに言った匠さんの表 匠を助けてくれる制度 参画の機会を奪ってしまう 護しようとした結果、政治 総務相が国会で「本人を保 輪も出た。1年には当時の 権を与えようという見直し 」とには違和感がある」と

種類がある。選挙権が失わ

訴訟が初めての判決となり かけに、同様の訴訟はさい たま、札幌、京都の各地裁 って提訴した。これを含っ でも起きており、匠さんの 年後見制度を、選挙権の制 うにきちんと投票できる人 る必要がある。匠さんのよ 真剣な一悪こそ、国に届け 高まらなかった。 限に使っていいのかという っていいのか」と訴える。 も多いのに、権利を国が奪 財産管理の能力を測る成 原告側は「社会的弱者の

SE, 国側は「選挙のために個別 点も、裁判では争われた。 に審査するのはきわめて難 合理性がある」との 後見制度を借用する

もっとも重要な選挙権を制 も、後見人を付けなければ 限するのは差別だしと反論 でもないのに、民主主義で 投票能力を審査されたわけ 選挙権があり、不平等だ。 原告側は「知的障害者で

明治文案、早年には知的

 $\frac{1}{1}$

後見人には選挙権を与えないとする公職選挙法の規定をめぐ 害のある名兒耶匠さん(50)の裁判が1月24日、 は憲法違反だとして、 成年後見制度を利用して後見人が付くと選挙権を奪われるの 3月14日、 東京地裁(定塚誠裁判長) 選挙権の確認を求めて国を訴えた知的障 で判決が出る(3面 結審した。被

きた。ニュースや選挙 公報を見て自分なりに一さんが後見人に付いた 歳になってから、ほと んどの選挙で投票して 茨城県牛久市)は20 3月に東京で判決 原告の名兒耶匠さん を心配して父親の清吉 してきたという。しか 誰に入れたかは秘密に 候補者を調べ、両親と 2007年以降、 し将来の財産管理など 一緒に投票に行っても としているためだ。 権を失った。 には選挙権を与えない 1項1号は、被後見人 これを名兒耶さんは 公職選挙法の第11

要。 いので成年後見制度を 個別審査していられな 性格があるので参加す 権を保障しており、 るには判断能力が必 ない」と訴えている。 力による制限はしてい 憲法は成年者の選挙 被告の国側はこれま 選挙のつど能力を 「選挙には公務の

一る」などとし、合理性 借用している」「能力 のない人が参加すると 選挙の公正が害され があると主張してき た 後見制度は選挙の能力一盾」などと指摘 名兒耶さんは 「成年 など審査していない 権侵害を起こすのは矛 権利擁護の制度が人

匠さん くても後見人が付いて か」「公正が書された いなければ投票が有効 なのはどう説明するの 裁判長も「能力がな

3月に初判決が出る見 と疑問を投げ掛けてい と述べ、提訴から約? と思いを語った。また もなく娘の選挙権は奪 の各地裁でも起こされ 札幌・さいたま・京都 年で結審した。 われたのかと悔しい」 論では、清吉さんが な反論はないままだ。 たが、国からの具体的 ているが、東京地裁で 緒に選挙に行きたい お父さんお母さんと 事例があるのか」など 匠さんが「もう一度、 24日の第8回口頭弁 国にそれほどの考え なお、同様の裁判は

全国集会 ご案内 三月二十四日 (日) 午後1~4

会場:日比谷図書文化館 ★今一度、この問題を共有化し、思いを統一し、 後見選挙権弁護団·全日本育成会 法改正を訴えましょう。

詳細と申込 当会HPを 新

投票前に候補者名を書く練潔をする村山健多さん

千葉県市川市で家族と

暮らず、村山健多さん 害がある。ふだんは一人 ウシ症で、重度の知的降 でバス通数し、クッキー つくりなどの仕事をして (29)。匠さんと同じを

くが、公開では程子別 指図はしない。 今も一緒に根型所へ行

い。手元に寄せた紙は、 を書く練習に余念がな 心に決めた候補者の名前 投票前、触多さんは、

母親の躍さんが用意し

た、投票記載所に掲示さ

れる一覧をまねたもの の例で立ち止まったり、 見本なしには文字を書く で感じるようにも心掛け 公頼を読み食卓で話題に を見せてきた。ポスター なる前から投票所に連れ 上が難しいためだ。 しきた。誰に投票するか し行き、親の投票する姿 したり、選挙ムードを明 しは、健多さんが到職に 國さんによると村山家

ると顔写真人りの公報を がどれか教えてくれたり 見せ、指売した人の名前 父会人が声を掛けてくれ 動。これまで、健多さん した経験があるという。 たり、記載所で送ってい 依っている様子を見て 時間をかけて投票を終

投票してるの

いる

今日は投票

的 障害者と選挙権

知

うに知的障害のある人たちは、どんなぐろに

が出ることになった。一方、蛭さんと同じよ

匠さんの建憲裁判は、3月に東京地裁で判決

「選挙権を取り戻したい」と訴えた名兄郎

有無が選挙権の有無を分かつのは不平等で 選挙権を行使しているのだろう? 後見人の

素朴な疑問が薄く。判決を前に、昨年

12月の衆議院選挙を追った。

(三宅枯子)

代わりに、終らしい表情 器(東京都国立市)で を見せた。 えた健多さんは、言葉の 社会編批法人第八川学

政党に呼び掛けて候補者 は、選挙のたび施設内で をしている。公示後、各 もしくは代理人に話に来 「選挙のお話を聞く会」 者は人柄や目指す政策を 5分きっちり計り、候補 置ける運営の工夫だ。 間が短いのは、始きずに 頻潔にアピールした。時 った。職員が一人当たり 会終了後、必ず投票に

でもらうのだ。知的障害 のある人たちの存在や生 もらう機会でもある。 活ぶりを政治家に知って に入所者ら約50人が集ま 12月11日。午後、食量 行くという50代の女性は った」、旬代の男性は 「難しかったけど楽しか

ない場合は立会人が付

行使を行った。 見ている」と話した。 で初めて、選挙権の集団 順を学んだり、自筆でき 0年。74年7月の参院選 部を開設したのは197 当時は、模様投票で手 学園が入所施設の成人 いつも新聞やテレビも

したり、試行錯誤があっ う選挙管理委員会と協議 方法で代類してもらうよ き、本人が指差すか言う

おいてくれるという。 れば、代策や順路の誘導 数理委員会に「何時ごろ にかかる人手を厚くして 投票日は、学問から選挙 みんなで行く」と理絡す 一お話を聞く会」が定着。 施設職員らは、政策を 今では81年に始めた

か意向も交えないよう歌 らない。誰に投票すべき 個人の判断能力に立ち入 庇する。

が後見人を付けたとたん れまで役場できていた人 が、他の施設にも広がっ るため投票できず、残り てほしい」という。 り人は参加しなかった。 18人は後見人が付いてい 人が選挙権を行使した。 人の入所者がいるうち記 取り組み初めは大変だ 米川戦・常務理事は 今回は、投票日現在が

諸外国 の対応は

る」とも話した。

見るたび、問題だと感じ 選挙に行けなくなるのを

どう対応しているのだろ いとしている。諸外国は 見入には選挙権を与えな 法第11条一項上号は被後 を保障するが、公職選挙 憲法は成年者の選挙権

投によると、オーストリ アの取り組みは示唆に富 田山輝明・早稲田大教 欧米の法制度を調査し

所で出て、開除された。 は憲法権反だという判決 った。しかし、この条文 影ない法律の条文があ 校接見人(同国では被代 人という) の選挙権を 1987年に重法裁判 かつては日本と同様、

税制所へ行けない人には を二 階に投票所へけ ことが認められている しは、本人が弱んだ援助 選挙衙行使の支援とし

は「選挙権は剥削できな 会」という簡度もあり、 県箱とそれを用う壁を持 要請しておくと認問が投 って訪問するという。 日本の現状を田山教授

うことは差別になり世 い」と指摘する。 制度と連動させて一 検討しなければならな 利条約の批准と一体的に べき。これらは障害者権 ない方向へ向けて見直す 本人の法律行為を制度 役見制度も、可能な限り 定は削除すべきだ。成年 る。公職選挙法の当該担 理。また、判断能力を固 選挙権を奪うのは不合 い人権であり、成年後見

長人と他の人の一等に 第 た。可依はどう答えるだ いがあるのか」と訴え 名兒耶消古さんは「被後 法廷で順告の授規人・



で行われた選挙のお話を聞く会

移動する選挙管理委員



★ 雑感 東京訴訟 第8回公判を傍聴して ★



傍聴券配布のための整理券が配布されたときには、くじ運の悪い私は傍聴できないものとあきらめました。しかし、ギリギリの人数内でしたので傍聴でき、また、最前列の左倍席の正面あたりに座ることができました。

後見人であるお父様の陳述を聞いているうちに、胸がつまりました。

原告の方が「私に選挙権をください」と発言されたとき、不覚にも涙があふれました。

そのとき、裁判長は原告をしっかりと見ておられました。もちろんお父様の陳述のときにも、陳述者のほうを時折見ておられましたし、お父様が裁判長の訴訟指揮に感謝のことばを述べたときには、うなづいておられました。

そもそもが、個人の財産権を確保し経済取引の安全を趣旨とする行為無能力者制度、とりわけ被 後見人の制度が、選挙権という基本的人権を制約する根拠になるとは、とても考えられず、また、 被後見人とて心神喪失の常況にあるにすぎないことから、全面的に権利を奪いとるなど、正気の立 法とは思えません。まして、原告の彼女は、当時の首相を「どじょうの野田さんです」と答えられ る方です。

3月14日の判決が早くくればよいのに、と思います。当然、国は控訴し、最高裁まで争うのでしょう。ご両親が今のようにお元気なうちに、最高裁の違憲判断がくだされることを切に祈ります。 一度、しかも10分程度しか拝見していない裁判長ですが、お話に聞く訴訟指揮の素晴らしさからすれば、判決に期待が持てます。

当日の報告集会のご案内をいただいたのですが、次の予定が入っておりまして、参加することは できませんでした。判決の日の集会には、是非参加したいと思っております。

渡邊 豊 (弁護士会館ブックセンター出版部)

(裁判の予定)

傍聴席を満席にしましょう!

<u>東京訴訟</u> 第九回期日=判決 東京地裁 103 号法廷 <u>3/14(木) 13 時半~(13 時集合)</u>

さいたま訴訟 第八回口頭弁論 さいたま地裁 105 号法廷 2 / 2 7 (水) 11 時半~(11 時集合)

京都訴訟 第八回口頭弁論 京都地裁 101 号法廷 3/5 (火) 13 時 30 分~

札幌訴訟 第七回口頭弁論 札幌地裁805号法廷 3/12(火)11時~



三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所 カンパのおり

普通 0037455

ロ座名 成年後見選挙権を考える会 セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

具体的な使途:

集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、 関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等

後見選挙権訴訟に関する問合せ:

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ(東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL03-3816-2061 FAX03-3816-2063 <u>sugiura@law.email.ne.jp</u> さいたまの裁判に関する問合せ:

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人(五百蔵洋一法律事務所)

TEL03-5501-2151 FAX03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他:成年後見選挙権を考える会(通信等) 村山090-9818-5353 sono0424@mx4.ttcn.ne.jp